

- 1 相談窓口 **プレ葉ウォーク浜北 2階 プレ葉ホール**
2 受付時間 午前10時～12時、午後1時30分～4時

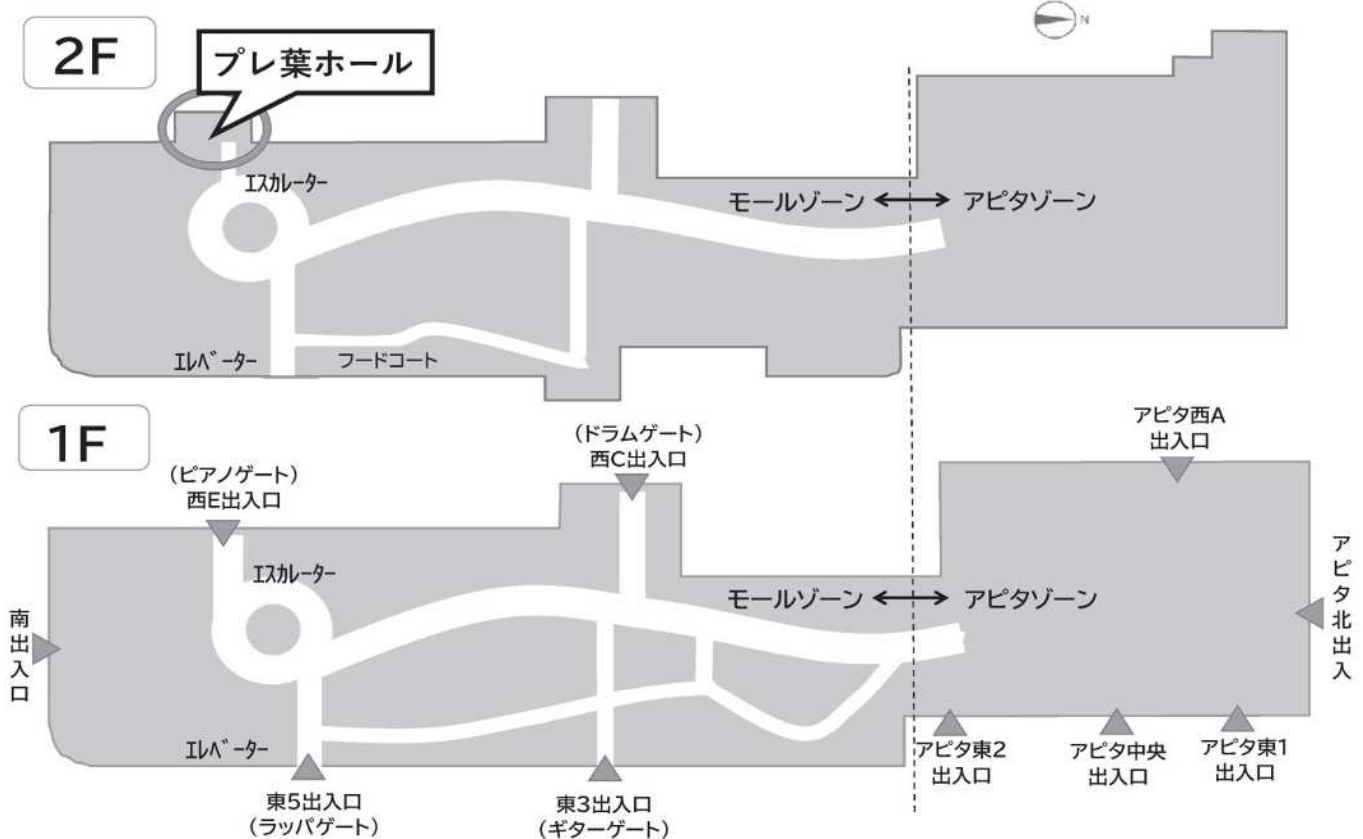
所得税の確定申告などの国税の相談は、税務署が開催する「無料税務相談所」や「アクトシティ浜松確定申告相談会場」をご利用ください。

- ・今年に限り、プレ葉ウォーク浜北で行います。（浜北文化センター改修工事のため）
- ・プレ葉ホールのあるモールゾーン各出入口開場時間は10時です。開場時間前にお越しいただいても店内には入れませんのでご注意ください。

- 3 日程 ※各会場の対象地区は混雑緩和のためのご案内ですので、ご都合に合わせて他の会場もご利用ください。その他の会場については、広報はままつ1月号または浜松市ホームページでご確認いただけます。


2月	対象地区	3月	対象地区
17日（月）	油一色、道本、沼、小林	3日（月）	横須賀、西美園
18日（火）	大平、堀谷、灰木、四大地	4日（火）	小松、内野
19日（水）	小松、内野	5日（水）	新原
20日（木）	善地、高園、竜南、新堀、八幡、永島、上善地	6日（木）	内野台、染地台
21日（金）	中瀬、豊保、西中瀬一～三丁目	7日（金）	宮口
25日（火）	根堅、尾野	10日（月）	中瀬、豊保、西中瀬一～三丁目
26日（水）	於呂	11日（火）	寺島、中条
27日（木）	貴布祢	12日（水）	於呂、貴布祢
28日（金）	平口、上島	13日（木）	高畑、東美園、本沢合
		14日（金）	横須賀、西美園
		17日（月）	全地区

【プレ葉ウォーク浜北 2階プレ葉ホール 位置図】



※2月17日(月)から3月17日(月)まで各会場で受付しているため、市民税課(元目分庁舎)や市役所(中央区元城町)では、申告の相談を行っておりません。

4 市民税・県民税申告書の作成等について

作成方法について (市民税・県民税申告書)	ホームページから作成	浜松市 HP ▶ 申告書作成コーナー 検索 
	手書きで作成	市民税・県民税申告の手引き 参照
提出期限について	令和7年3月17日(月)まで	
申告相談期間中の 提出窓口・方法について	直接提出される場合	税務総務課 (市役所3階)、市民税課 (元目分庁舎2階)、 東・西・南行政センターの証明グループ、 みをつくし文化センター2階、北行政センター 1階提出箱、 天竜区役所 1階提出箱、浜名区役所 区民生活課、 引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の各支所
	郵送の場合	〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎2階 浜松市役所 財務部市民税課 個人市民税グループ

5 所得税の確定申告のご案内

浜松西税務署 TEL 555-7111 (代表) 【旧(中・西・北)区】

浜松東税務署 TEL 458-1111 (代表) 【旧(東・南・浜北)区・天竜区】

各会場への入場には、『入場整理券』が必要です。※配付枚数には、限りがあります。

○アクトシティ浜松展示イベントホール会場では、当日に『入場整理券』を配付しますが、事前に LINE アプリでのオンライン予約もできます。

LINEでオンライン予約される場合
国税庁 LINE 公式アカウント



○なゆた浜北なゆたホール会場は、当日の整理券のみとなります。
LINE アカウントからの予約はできません。

区分	会場	開設期間(土・日・祝日を除く)	開設時間
確定申告相談会場(※1)	アクトシティ浜松 展示イベントホール	2月17日(月)～3月17日(月) ※3月2日(日)に限り開設	午前9時～午後5時
住宅借入金等特別控除説明会	★無料駐車場はありませんので 公共交通機関をご利用ください。	2月12日(水)～2月14日(金)	午前9時～午後4時
税理士による 無料税務相談所(※2)	なゆた浜北 なゆたホール	2月4日(火)～2月7日(金)	午前9時30分～正午、 午後1時～午後4時

(※1)アクトシティ浜松展示イベントホール会場では、基本的にご自身のスマホを利用した申告書の作成指導を行います。
来場の際は、スマホやマイナンバーカード(発行時に設定した2つのパスワードが必要です。)をお持ちください。

(※2)なゆた浜北なゆたホール会場では、譲渡所得(株式等譲渡所得を含む)、山林所得、贈与税の申告や複雑な消費税及び地方消費税などの相談には応じられません。

自宅からの e-Tax でこんないいこと！

★詳しくは、国税庁ホームページへアクセス

●確定申告会場に会場する必要なし

[国税庁 HP](#) ▶

[確定申告](#)

[検索](#)

スマホの人はこちらから →



●スマホ申告が便利

青色決算書、収支内訳書や消費税申告書の作成ができるため、事業所得者や不動産所得者の人はスマホでの申告が可能

●マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータが自動入力でき、入力の手間もミスもなく安心です。

(行政区再編によるマイナンバーカードの住所変更の手続きは不要です。)

※ご不明な点はチャットボット(ふたば)もしくはヘルプデスクへ

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時(休祝日を除く)

・0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

・03-5638-5171 (通常電話料金)